

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

分類	感染症の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	<p>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ</p> <p>※ 重症急性呼吸器症候群は病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。</p> <p>※ 中東呼吸器症候群は病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。</p> <p>※ 特定鳥インフルエンザは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。</p>	<p>治癒するまで</p> <p>※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症とみなす。</p>
第二種 感染症	<p>インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）</p> <p>百日咳</p> <p>麻疹</p> <p>流行性耳下腺炎</p> <p>風しん</p> <p>水痘</p> <p>咽頭結膜熱</p> <p>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）</p> <p>結核</p> <p>髄膜炎菌性髄膜炎</p>	<p>発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日（幼児にあつては3日）を経過するまで</p> <p>特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで</p> <p>解熱後3日を経過するまで</p> <p>耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで</p> <p>発疹が消失するまで</p> <p>すべての発疹がかさぶたになるまで</p> <p>主要症状が消退した後2日を経過するまで</p> <p>発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで</p> <p>病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで</p> <p>病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで</p>
第三種 感染症	<p>コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎</p>	<p>病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで</p>
その他の 感染症（第 三種感染症 として扱う 場合もある）	<p>溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など</p>	<p>学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。</p>

関係法令) 学校保健安全法施行規則第18条及び第19条並びに学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令(令和5年文部科学省令第22号令和5年5月8日施行)

参考文献) 「学校において予防すべき感染症の解説<令和5年度改訂>」